

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第●条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(以下この条において「新銀行開示告示」という。)第二条第六項及び第七項の規定は、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新銀行開示告示第三条第五項において準用する新銀行開示告示第二条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項及び附則第四条第二項において同じ。)に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年

度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新銀行開示告示第六条の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金開示告示」という。）第六条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新信金開示告示第八条第五項において準用する新信金開示告示第六条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新信金開示告示第十条の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に

終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第●条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（以下この条において「新最終指定親会社開示告示」という。）第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

2 新最終指定親会社開示告示第四条第五項において準用する新最終指定親会社開示告示第三条第六項及び第七項の規定は、適用日以後に終了する中間事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

3 新最終指定親会社開示告示第五条の規定は、適用日以後に終了する四半期に係る事項について適用し、適用日前に終了した四半期に係る事項については、なお従前の例による。